県 政 経 営 会 議 資 料
令和８年（2026 年）９月１日
琵 琶 湖 環 境 部 環 境 政 策 課

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

１　改正の理由

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第 62 号。以下「改正法」という。）による災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正に伴う環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）の一部改正を踏まえ、必要な規定の整備を行うため、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）の一部を改正しようとするものです。

２　改正の概要

(1) 滋賀県環境影響評価条例第５条の２から第 52 条までの規定が適用除外となる事業のうち、災害対策基本法第 87 条の規定による災害復旧の事業を同条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業に改めることとします。（第 53 条関係）

(2) この条例は、この条例の公布の日または改正法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

議第　号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年　月　日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条第１項第１号中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

付　則

この条例は、この条例の公布の日または防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第 62 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県環境影響評価条例新旧対照表

旧	新
第１条～第52条　省略 （適用除外） 第53条　第５条の２から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。 (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業または同法第88条第２項に規定する事業 (2)～(4)　省略 ２・３　省略 第54条以下　省略	第１条～第52条　省略 （適用除外） 第53条　第５条の２から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。 (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業または同法第88条第２項に規定する事業 (2)～(4)　省略 ２・３　省略 第54条以下　省略